3　緊急の場合には、

(a)　パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b)　各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十二・十九条　最終報告書

1　パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2　パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3　最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4　両締約国は、最終報告書が送付された日の後十日以内に最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

第二十二・二十条　最終報告書の履行

1　被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。

2　被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この2の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通報する。

3　両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。

4　被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

第二十二・二十一条　履行状況の審査

1　被申立国は、申立国に対し、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する日までに、最終報告書を履行するためにとった措置を通報する。

2　申立国は、最終報告書を履行するためにとられた措置の存在又は当該措置の対象規定との適合性に関して意見の相違がある場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。

3　2に規定する要請においては、問題となっている特定の措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示するような方法で申立ての事実に係る根拠及び法的根拠（当該措置を含む。）を示す。

4　当初のパネルは、両締約国に対し、事案が付託された日の後九十日以内に、自己の決定を通報する。

第二十二・二十二条　不履行の場合における暫定的な救済措置

1　被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国の要請があったときは、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するために協議を開始する。

(a)　当初のパネルが、前条の規定に従い、被申立国が通報した最終報告書を履行するためにとった措置が関連する対象規定に抵触すると認定する場合

(b)　被申立国が、第二十二・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間が満了する前に最終報告書を履行するためにとった措置を通報しない場合

(c)　被申立国が、申立国に対し、第二十二・二十条2の規定に従って決定された合理的な期間内に最終報告書を履行することができない旨を通報する場合

2　申立国は、1(a)から(c)までのいずれかの条件が満たされる場合において1の規定による要請を行わないことを決定したとき、又は1の規定により要請を行い、当該要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意することができなかった場合には、被申立国に対し、対象規定に基づく譲許その他の義務の被申立国への適用を停止する意図を有することを書面により通告することができる。その通告には、譲許その他の義務の適用の停止の程度を明記する。

3　申立国は、被申立国が6の規定に基づいて仲裁を要請する場合を除くほか、被申立国が2に規定する通告を受領した日の後十五日目の日から、2に規定する譲許その他の義務の適用を停止する権利を有する。

4　譲許その他の義務の適用の停止は、次のとおりとする。

(a)　被申立国の最終報告書の不履行によって生ずる無効化又は侵害の程度と同等の程度のものとする。

(b)　特に申立国が当該停止が最終報告書の履行を促すために効果的であると認める場合には、第二十二・二条の規定による紛争解決の対象となる分野であって、パネルが無効化又は侵害を認定した分野以外のものについて適用することができる。

5　この条に規定する譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置については、暫定的なものとし、問題となっている措置の関連する対象規定との抵触であって、最終報告書において認定されたものが解消されるまでの間又は両締約国が相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意するまでの間においてのみ、適用する。

6　被申立国は、譲許その他の義務の適用の停止が4の規定と適合しないと認める場合には、当初のパネルに対し、2に規定する通告を受領した日の後十五日以内に、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、当該事案に関する自己の決定を通報する。譲許その他の義務の適用については、当初のパネルが自己の決定を通報するまでの間は、停止してはならない。譲許その他の義務の適用の停止は、当該決定に適合するものとしなければならない。

第二十二・二十三条　暫定的な救済措置の適用後の履行状況の審査

1　被申立国が申立国に対し最終報告書を履行するためにとった措置を通報する場合には、次のとおりとする。

(a)　申立国は、前条の規定に基づき譲許その他の義務の適用の停止の権利を行使している場合には、2に定めるときを除くほか、その通報を受領した日の後三十日以内に、当該譲許その他の義務の適用の停止を終了させる。

(b)　被申立国は、相互に満足すべき代償その他の代替措置について合意されている場合には、2に定めるときを除くほか、その通報が受領された日の後三十日以内に、当該代償その他の代替措置の適用を終了させることができる。

2　申立国は、1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定に適合するかどうかについてその通報を受領した日の後三十日以内に両締約国が合意に達しなかった場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請する。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルの決定については、当該要請が提出された日の後四十五日以内に、両締約国に通報する。1の規定に従って通報された措置が関連する対象規定に適合すると当初のパネルが決定する場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の適用については、その決定の日の後十五日以内に終了させる。適当な場合には、譲許その他の義務の適用の停止又は代償その他の代替措置の程度については、当初のパネルの決定に照らして調整する。